



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 8 (2011年8月25日発行)

皆様こんにちは。

今回のタイ国法律改訂情報 Vol. 8 は 2011 年 7 月 12 日に交付された

「日タイ経済連携協定に基づき関税割当を受けた鉄鋼の輸入（2011年内）に対する 関税免除証明書発行の原則・方法及び条件」

をお送り致します。

2011年

外国貿易局告示（第2号）

(ประกาศกรมการค้าต่างประเทศ ประกาศเรื่อง การยกเว้นภาษีศุลกากรสำหรับเหล็กและ

日タイ経済連携協定に基づき関税割当を受けた

鉄鋼の輸入（2011年内）に対する

関税免除証明書発行の原則・方法及び条件

(เรื่อง หลักเกณฑ์ วิธีการ และเงื่อนไข ในการออกหนังสือรับรองแสดงการได้รับสิทธิในการยกเว้นภาษีศุลกากรสำหรับเหล็กและ
เหล็กกล้าที่มีโควตาตามความตกลงระหว่างราชอาณาจักรไทยและญี่ปุ่นสำหรับความเป็นหุ้นส่วนทางเศรษฐกิจซึ่งนำเข้าในปี ๒๕๕๔

รูอันลักเกอร์-เวียตี-คาร์บอน เล็ก-อัน-คาน-ไน คาร์บอน-ออก-นอส-รา-ป-ร-ออน-ซา-เด-น-คาน-ได-รา-ป-ซิท-ตี

ไน คาร์บอน-ยอก-เว-น-ป-ส-อี-ส-น-รา-ค-น-ค-น-แซม-รา-ป-บ-ร-ก-เล-ก-เล-ก-ค-ร-เอ-ตี-ม-ี-ก-ว-อ-เอ-ต-าร์-ต-าร์-ม-ก-ว-ร-ม-ท-อ-ก-ร-น

ล-ว-ร-น-ร-เอ-ช-ย-า-น-เอ-จ-ก-ท-เอ-ี-บ-น-แซม-รา-ป-บ-ร-ก-ว-ร-ม-บ-น-ฟ-น-ส-แ-น-ต-าร์-น-เซ-า-ค-ย-ส-น-น-า-ม-ค-า-ว-น-ไ-บ-ี-2554)

2010年12月24日付「2010年外国貿易局告示：日タイ経済連携協定に基づき関税割当を受けた鉄鋼の輸入（2011年内）に対する関税免除証明書発行の原則、方法及び条件」の交付において、証明書申請の権利を有する者の資格、申請書発行の原則・方法及び条件、ならびに証明書を発行する各商品グループごとの数量については規定済みである。

「2007 年日タイ経済連携協定に基づき関税割当てを受けた鉄鋼の輸入に対する関税免除証明書発行に関する商務省規則」の第 4 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条、ならびに 2010 年 11 月 30 日付「日タイ経済連携協定に基づき関税割当てを受けた鉄鋼商品の輸入管理委員会決議」に基づき、外国貿易局長は、鉄鋼商品第 1 グループの割当てを受けた者が返納した割当数量及び割当てを受ける者のなかった残量をまとめ、2011 年内に輸入する鉄鋼商品の割当てを受けており輸入拡大を希望している者に追加配分を行うことを承認し、以下のとおり規定する。

第1項 割当申請及び証明書申請の権利を有する者とは、2011 年内に輸入する鉄鋼商品第 1 グループの輸入量割当てを受けており、本告示の末尾リストに基づき割当の同意署名を行い、割当数量を返納していない者をいう。

第2項 証明書を発行する割当数量は、7,056.83 メトリックトンである。

第3項 割当方法及び条件

- (1) 割当は、日タイ経済連携協定に基づき日本国より外国貿易局に対し、原産地に関する法律に基づいて発行された原産地証明書を提示し申請を行った先着順に行う。
- (2) 割当てを受けた者は、2011 年 12 月 31 日までに鉄鋼商品をタイ国内に輸入すること。

第4項 割当申請希望者は、外国貿易局外国貿易サービス事務局に対し、証明書発行申請書を提出する。本告示末尾の規定様式に基づき、以下の証拠書類を合わせて提出すること。

- (1) 船荷証券コピーまたは航空運送状コピーまたは商品の輸送を証明するその他書類のコピー
- (2) 日タイ経済連携協定に基づき日本国より外国貿易局に対し、原産地に関する法律に基づいて発行された原産地証明書のコピー

第5項 外国貿易局は、第 2 項に基づく商品量を超えない量の証明書を発行する。

第6項 証明書は、発行日より2ヶ月間有効とする。しかし2011年12月31日以前であること。

第7項 証明書の発行を受けた者は、商品輸入日より15日以内に、本告示の末尾規定の様式に基づき、外国貿易局一般貿易管理事務局に対して輸入の報告を行うこと。

以上、公布日より適用する。

2011年7月12日公布
外国貿易局長
マナット・ソイプロイ

翻訳者：高野 香 (TJ Prannarai 翻訳事業部)

タイ国法律改訂情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、9月15日(木)に発行の予定です。

【発行元】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd.

TEL: 0-2712-3199

E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

前田 千文

日系企業様から厚い信頼を集める翻訳サービス

EmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。

さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ

書籍販売のご案内

「2011年 業務安全・衛生・環境法」

知りたい情報をタイムリーにご提供！

大反響につき、増刷決定。

一経営者がお届けする **タイ語－日本語の対訳本**。

価格：5,000 バーツ

ご購入は下記項目をご記入の上、FAX にてご送信ください。

To TJ Prannarai. Co., Ltd.

Fax To: 0-2712-3201

申 込 書

年 月 日

ご芳名：	
Name (English)：	
会社名（英語でご記入ください）：	
お届け先（ご請求書送付先）：	
Tel：	Fax：
Email：	